



国民健康保険税と 後期高齢者医療保険料が改定されました

国民健康保険税の改定内容

区 分		現 行	令和6年度	令和7年度
基礎課税分 (医療分)	所得割率	4.90%	5.50%	5.60%
	資産割率	20.00%	10.00%	10.00%
	均等割額	21,600円	23,500円	24,000円
	平等割額	20,400円	19,500円	19,200円
後期高齢者 支援金分	所得割率	1.70%	2.15%	2.25%
	資産割率	2.50%	廃止	廃止
	均等割額	7,800円	8,800円	9,200円
	平等割額	6,600円	6,700円	6,800円
介護納付金分 (40歳～64歳)	所得割率	1.30%	1.65%	1.90%
	資産割率	2.00%	廃止	廃止
	均等割額	8,400円	12,100円	14,000円
	平等割額	1,800円	廃止	廃止
合 計	所得割率	7.90%	9.30%	9.75%
	資産割率	24.50%	10.00%	10.00%
	均等割額	37,800円	44,400円	47,200円
	平等割額	28,800円	26,200円	26,000円
賦課限度額	介護分あり	104万円	106万円	未 定
	介護分なし	87万円	89万円	

国民健康保険税について

市の国民健康保険は、支出に対して収入が不足する非常に厳しい財政運営が続いています。財政赤字を解消し、収支のバランスを改善するため、令和4年度より計画的に税率の改定をしています。今後も加入者の皆さんの急激な負担増にならないよう配慮しながら、段階的な税率改定を検討していきます。

令和6年度の国民健康保険税の内容については、納税通知書を7月中旬に送付します。通知書には、年間の保険税額や納期ごとの納付額などが記載されています。国民健康保険税は世帯主が納税義務者となり、世帯単位で国民健康保険に加入されている方の所得や資産の内容に応じて算出します。詳しくは通知書に同封のパンフレット、または市ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料の改定内容

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、医療費や現役世代とのバランスを考慮し、2年ごとに改定されます。

令和6年度の保険料額決定通知書は8月中旬に送付する予定です。制度について詳しくは、7月中に送付する保険証に同封のパンフレット、または市ホームページをご覧ください。

区 分	現 行	令和6・7年度
所得割率	8.29%	9.49%※1
均等割額	42,500円	47,000円
賦課限度額	66万円	80万円※2

※1 令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人については、令和6年度の所得割率は8.80%が適用されます。(例：年金収入のみの場合、年金収入額が153万円から211万円)

※2 令和5年度以前に既に、後期高齢者医療制度の被保険者であった人、または令和6年度中に障害認定により被保険者になった人については、令和6年度の賦課限度額は、73万円が適用されます。

後期高齢者医療制度の改定

4月から全ての世代で医療保険制度を公平に支え合う新制度が始まりました。現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合の見直し、出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みを導入しました。

介護保険料が改定されました

(令和6年度～8年度)

高齢者支援課
(iプラザ3階)

☎0538-37-4769

FAX 0538-37-6495

介護保険制度とは

介護保険は、介護の費用負担を社会全体で支えるための制度で、40歳以上の方が納める保険料と国・県・市が負担する公費を財源としています。皆さんに納めていただく保険料は、制度を支える大切な財源であり、介護が必要となった時のサービスに充てられます。保険料を納付することで、介護サービスを1割から3割の費用負担でご利用できます。

介護保険料の計画

65歳以上の方の保険料は、介護サービス利用の経費の見込みから3年ごとに基準額の見直しを行っています。併せて、保険料の金額を決定する所得要件も国の標準段階を参考に見直しています。今回の計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間で。

新たな保険料基準額

改定された介護保険料は、基準額が年額67,200円（月額5,600円）となります。保険料の改定とともに、保険料の段階を決定する所得要件も次のとおり変更されました。

保険料算定通知

令和6年度の介護保険料の通知書は7月中旬に送付します。通知書には年間保険料額や保険料算定の根拠、納期ごとの納付額などが記載されています。詳しくは同封のパンフレット、または市ホームページをご覧ください。

介護保険料算定の基準

段 階	年 額	保険料率	対象となる方		
			市民税の状況		要 件
			本人	世帯員	
第1段階	19,152円	基準額×0.285	非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の課税年金収入額※2 + 公的年金以外の合計所得額が80万円以下
第2段階	32,592円	基準額×0.485			本人の前年の課税年金収入額 + 公的年金以外の合計金額が80万円超120万円以下
第3段階	46,032円	基準額×0.685			本人の前年の課税年金収入額 + 公的年金以外の合計金額が120万円超
第4段階	60,480円	基準額×0.9		課税	本人の前年の課税年金収入額 + 公的年金以外の合計金額が80万円以下
第5段階	67,200円	基準額			本人の前年の課税年金収入額 + 公的年金以外の合計金額が80万円超
第6段階	80,640円	基準額×1.2	課税	※1	本人の前年の合計所得金額※3 120万円未満
第7段階	87,360円	基準額×1.3			120万円以上210万円未満
第8段階	100,800円	基準額×1.5			210万円以上320万円未満
第9段階	114,240円	基準額×1.7			320万円以上420万円未満
第10段階	127,680円	基準額×1.9			420万円以上520万円未満
第11段階	141,120円	基準額×2.1			520万円以上620万円未満
第12段階	154,560円	基準額×2.3			620万円以上720万円未満
第13段階	161,280円	基準額×2.4			720万円以上

※1 6～13段階の方は、世帯員の課税状況は算定に影響ありません。

※2 課税年金収入額 税法上、課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金など）の収入額です。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。

※3 合計所得金額 収入から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の額です。長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、特別控除後の額となります。第1～5段階の方で合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円控除をします。

ページ番号
1001754

子育て支援センター

「とことこ」がオープン

こども若者家庭センター
(i プラザ 2 階)☎ 0538-37-2012
FAX 0538-37-2812

地域の子育て支援の充実を図ります

4月15日(月)に市内12カ所目の子育て支援センターとして、「とことこ」がオープンしました。

「とことこ」は、磐田北幼稚園内にあり、市内初となる公立幼稚園併設型の子育て支援センターです。

子どもが多い見付地区の子育て支援センター設置については、「磐田市幼児教育・保育推進計画」に位置付け、検討を進めてきました。この計画にある磐田北幼稚園と磐田北保育園の将来的な統合や認定こども園化への影響などを考慮し、磐田北幼稚園内に子育て支援センターを設置し、保育室の一室(いちご組)を子育て支援センターとして活用することになりました。



愛称「とことこ」の由来

応募があった305点の中から、施設のイメージを表現し、誰にでもわかりやすく、親しみやすい「とことこ」に決定しました。

「とことこ」には、可愛らしく「とことこ」と歩き出す様子と「常」(じょう)には「とこ」という読み方もあります(見守ってくれるような場所であってほしいとの願いが込められています)。



「とことこ」のスタッフより

とことこは、磐田北幼稚園の保育室で行っており、幼稚園の子どもたちが、元気に遊ぶ明るい環境の中にあります。見付の地域の方をはじめとした、さまざまな地域の方がお子さまを連れて遊びに来てれています。保護者が気軽に立ち寄って話ができるような、温かなゆったりとした雰囲気心を掛けていますので、どうぞ子育て支援センター「とことこ」へお子さまを連れておこしください。



施設概要

開館日 / 月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始は除く)

開館時間 / 午前9時～午後0時45分、午後2時～4時

所在地 / 見付2353-1 磐田北幼稚園内

駐車場 / 中川沿いの磐田北保育園・

とことこ駐車場

☎子育て支援センターとことこ

☎・FAX 0538-37-1888



▲駐車場詳細



ページ番号
1007069

移住・就業支援金を

支給します

政策推進課
(本庁舎 4 階)

☎ 0538-37-4805

FAX 0538-36-8954

東京圏からの移住・就業を支援します

市では、東京23区または東京圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）在住の方で、23区への通勤者が、磐田市内に移住し、静岡県が選定した中小企業に就職した場合などに支援金を支給します。

対象者

「移住・就業支援金のご案内」の移住元要件と移住先要件を満たす方のうち、次の①と②の両方にあてはまる方

- ①申請時に移住から1年以内である方
- ②申請後5年以上継続して磐田市に居住する意図がある方

支給金額

1世帯100万円（単身の場合は60万円）。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満一人につき100万円を加算します。
1世帯あたり、400万円を上限とします。



申請期限

令和7年1月17日(金)

申請をお考えの方は、お早めにご相談ください。

申請方法

申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、直接または郵送（〒438-8650 国府台3番地1）で政策推進課へ提出してください。

その他

移住・就業支援金については、掲載した内容以外にも条件があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、政策推進課までお問い合わせください。

ページ番号
1013276

磐田でレモンの栽培

始めませんか

レモンを栽培するための費用を補助します

販売を目的としたレモンの栽培に取り組もうとする方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

市内に事業所を有する方または個人で、市内の農地の所有・借受が10アール（1000㎡）以上ある方

支援メニュー

- ①障害物等除去経費補助事業
栽培用の畑の整備（農地の障害物除去、整地、土地改良費用等）に係る経費を3分の2まで（上限50万円）
- ②未収益期間栽培管理支援事業
収穫までの資材費などを最大3年間補助。定額10アール（1000㎡）あたり5万円（上限15万円）、最大3年間補助します

※①②両方申請または②のみの申請が可能です

要件

販売を目的として、市内の農地10アール以上にレモンを新植し、5年以上栽培すること（年に一度、この事業を活用した方に営農状況報告書を提出いただきます）

※掲載している内容以外にも条件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくは、農林水産課までお問い合わせください

問い合わせ

【補助金に関すること】

農林水産課

☎ 37-4813

【栽培方法・苗木などに関すること】

JA遠州中央 園芸課

☎ 36-7018



▲市ホームページ

いわたおんぱく 参加事業者を募集

経済観光課
(西庁舎1階)

☎0538-37-4819
FAX 0538-37-5013

地域の魅力を発信してみませんか

おんぱくとは、「温故知新博覧会」の略称で、地域の人や場所の魅力を織り込んだプログラムにより、磐田のファンを増やす事業です。

文化や歴史、スポーツ、自然、特色ある産業や個店のサービスなどを、新しいアイデアや違う視点で見つめ直し、これらの素材を題材としたプログラムやゼミナールを「博覧会」として、市内各所で実施していきます。

プログラム提供事業者を募集

募集事業者

市内で開催し、市の魅力を発信できればどなたでも可(個店、事業者、趣味の達人など)

プログラム内容

産業、歴史、文化、自然など地域の良さを紹介、体験など(利き茶体験・親子お菓子作り体験、農業収穫体験など)

事業者参加費

1プログラム 8000円

申込

7月12日(金)までに電話で磐田市観光協会へ

いわたおんぱく開催予定時期

10月中旬～12月末

※期間中のプログラム実施日、回数は自由に設定できます

事業参加に向けた相談会を開催

とき

7月9日(火) 午前9時～正午
7月10日(水) 午後1時～4時

ところ

磐田商工会議所 交流スペース

申込

電話で磐田市観光協会へ

いわたおんぱくに関する問い合わせ

磐田市観光協会
☎・FAX 33-12222

住宅の耐震診断は 令和6年度まで

建築住宅課
(西庁舎2階)

☎0538-37-4899
FAX 0538-33-2050

耐震補助は令和7年度で終了します

無料耐震診断について

耐震化の各補助制度を利用するには、まず耐震診断により住宅の耐震性がどの程度か把握する必要があります。市では、**無料の耐震診断を実施しています**が、**令和6年度で終了します**。これまでに耐震診断をしていない方で希望する場合は、お早めにご連絡ください。

木造住宅の耐震化について

市では、平成13年度から木造住宅耐震化の補助を実施してきました。令和7年度末には市内の住宅の耐震化率が、目標の95%を達成する見込みです。このため、**令和7年度で木造住宅耐震化の補助制度を終了します**ので、耐震化がお済みでない場合は、お早めにご検討ください。

対象

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

耐震診断 未実施の方		耐震性の低い住宅にお住まいの方		
無料の耐震診断	令和6年度末で終了	耐震補強工事	最大120万円補助 (工事費の80% 補助)	令和7年度 末で終了
		木造住宅 除去工事	最大50万円補助 (工事費の23% 補助)	
無料の耐震診断	令和6年度末で終了	耐震シェルター	最大25万円補助	令和8年度 以降も継続
		防災ベッド	最大30万円補助	

※各補助制度の詳細や申請方法は、市ホームページまたは建築住宅課までご相談ください

ページ番号
1002635

令和5年度

予算執行状況

財政課
(本庁舎4階)

☎0538-37-4883

FAX 0538-36-8954

ページ番号
1004448

情報公開制度について

市民相談センター
(本庁舎1階)

☎0538-37-4746

FAX 0538-39-2262

市の財政状況をお知らせします

より開かれた市政を目指して

市では、条例に基づき、市の財政状況を年2回公表しています。令和5年度下半期(令和6年3月31日現在)の予算執行状況をお知らせします。

予算の執行状況

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	746億9,771万円	687億7,065万円 (収入率 92.1%)	642億3,550万円 (支出率 86.0%)
特別会計 (国民健康保険・介護保険など)	332億4,883万円	308億1,578万円 (収入率 92.7%)	290億2,087万円 (支出率 87.3%)
公営企業会計 (水道事業・下水道事業・病院事業)	383億823万円	326億51万円 (収入率 94.1%)	369億6,101万円 (収入率 96.5%)

市有財産

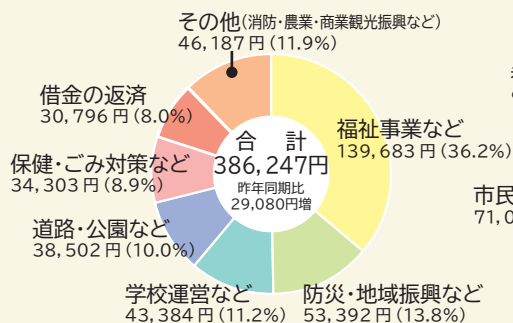
区分	現在高
土地	515万2,800㎡
建物	50万1,883㎡
基金※	165億8,782万円
有価証券	8億7,158万円

※基金とは、条例に基づいて積み立てた市の貯金のことです

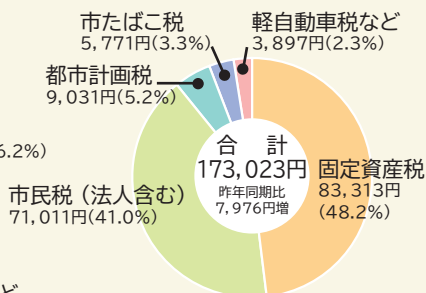
地方債・一時借入金

種類	現在高
一般会計	521億1,226万円
特別会計	1億8,244万円
公営企業会計	386億4,363万円
一時借入金	0円

一人当たりに使われた金額(一般会計)



一人当たりの市税負担額(一般会計)



※人口166,307人として算出(令和6年3月31日現在)

情報公開制度とは

情報公開制度とは、市が管理している公文書を請求などに基づき公開するものです。市は、この制度により市政に対する信頼性の確保や市政の透明性の向上、市民参加の充実に努めています。

令和5年度の請求などの件数は74件で、全部公開が34件、一部公開が31件、非公開が9件、不存在が9件でした。

なお、公文書は公開が原則ですが、法律で公開が禁止されているものや個人を特定できる情報(個人情報)など、公開できないものもあります。

公文書を請求できる方

どなたでも請求できます。

公開の手続き

所定の書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、本庁舎1階の市民相談センターへ提出してください。郵便、FAX、市ホームページ



ジの請求フォームからも請求できます。また、原則として請求の日から15日以内に公開するかどうかを決定し、ご連絡します。

手続きや閲覧は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、費用が必要となります。

なお、請求された公文書が開示できない時は、その理由を書面でお知らせしますが、その決定に不服がある時は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。